

車両出入口設置基準

流山市 土木部 道路管理課

令和5年4月1日施行

はじめに

□車両出入口の設置工事について

歩道とは歩行者の通行のための道路であり、歩行者の安全及び利便性が優先されなければなりません。そのため、車両出入口の設置については出入幅や設置個所について制限を設けており、安全が確保できないと判断された場合には設置の許可は認められません。この基準書は、車両出入口の設置工事に際しての必要事項をまとめたものになります。

また、歩道は車両の出入りを想定して造られてはいないため、設置に際しては出入りに耐えうる構造に造りかえる工事が必要になります。(舗装、縁石等)ただし、施工に際しては、道路管理者に道路法第 24 条に基づく承認申請を行い、承認を得たうえでの工事となります。また、工事にかかる費用については設置者の負担となります。

□申請に必要な書類一覧(正副2部必要)

- ① 道路工事承認申請書(道路法第 24 条申請)
- ② 位置図
- ③ 現況図(平面図、断面図等)
- ④ 計画図(平面図、断面図等)
- ⑤ 構造図
- ⑥ 現況写真
- ⑦ 車両軌跡図(切り下げ幅 3.6m以上を設置する場合)
- ⑧ その他道路管理者が必要と認めたもの

その他、工事に関することは「流山市道路占用・承認工事 共通仕様書」に準拠することとします。

目次

1. 目的
2. 車両出入口の構造
3. 車両出入口の設置数
4. 車両出入口の角度
5. 既存出入口の復旧
6. 車両出入口の設置場所
7. 車両出入口の幅
8. 連続する出入口等の間隔
9. 既存排水施設
10. 街路樹・緑地帯の取扱い
11. 視覚障がい者誘導用ブロックの取扱い
12. 車両の侵入防止
13. その他の道路施設の取扱い

1. 目的

この基準は、流山市が管理する道路における車両出入口の設置に伴う、歩道の切下げ工事及びそれに関連する工事について、歩行者の安全確保と道路構造の保全のために必要な事項を定めるものである。

2. 車両出入口の構造

車両出入口は、自動車が生道と沿道隣接地の出入りに必要な個所及び幅を定め、歩道部を自動車加重に耐えるように構造変更するものである。なお、構造については(別紙1)資料のとおりとし、舗装構成については、「道路舗装復旧構成図」に準拠するものとする。

3. 車両出入口の設置数

1敷地における出入口は1個所を原則とする。

2個所以上設置を希望する場合は、土地利用計画図、車両軌跡図、駐車場想定台数、歩道安全確保対策手段等を記した理由書により道路管理者との協議の上、判断するものとする。

4. 車両出入口の角度

出入口は原則として道路に対して直角とする。ただし、土地利用計画図等により、やむを得ないと認められる場合は、必要最小限の範囲(60°~90°)で緩和することができる。

5. 既存出入口の復旧

出入口が既に設置してあり、出入口位置を変更したい場合は、既存出入口を原形に復旧しなければならない。なお、復旧に伴う費用については原因者の負担とする。

6. 車両出入口の設置場所

車両出入口の設置場所は、次の場所以外で道路交通に支障の少ない場所とする。ただし、周囲の状況により、やむを得ないと認められる場合は、法令等で禁止されている場合を除き、所轄警察と協議の上、できる限り道路交通の支障の少ない場所に限り設置できる。

① 横断歩道及び前後5m以内の部分

② トンネル、洞門等の前後各50m以内の部分

- ③ バス停留所、ただし停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合は、その位置から各 10m以内の部分。
- ④ 地下道、横断歩道橋の昇降口から 5m以内の部分。
- ⑤ 交差点及び交差点の側端又は道路の曲がり角から 5m以内の部分、ただし T 字型交差点のつきあたりの部分を除く。
- ⑥ バス停車帯の部分。
- ⑦ 橋の部分。
- ⑧ 横断防止柵、ガードレール又は車止めが設置されている部分。ただし、交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。
- ⑨ 交通信号機、道路照明灯等の移転を必要とする部分。ただし、道路管理者及び占用者(施設管理者)が移転を認め、申請者の費用負担により基礎も含めて移設をする場合を除く。
- ⑩ マンホール、消火栓等のある部分。ただし、占用者(施設管理者)が認める場合を除く。
- ⑪ その他、防災上又は道路管理上、著しく支障があると認められる部分。

7. 車両出入口の幅

- ① 車両出入口の幅は必要最小限とし、次の基準(表1)に基づき設置を許可する。

(表1)

区分	車両種別			切下げ幅 (平場)	使用目的
	車種	幅	長		
A	軽自動車 乗用車	2.5m 以下	6.0m 以下	3.6m 以下	一般住宅
B	軽自動車 乗用車	2.5m 以下	6.0m 以下	4.8m 以下	一般住宅 ※1
C	乗用車 準中型車	2.5m 以下	6.0m 以下	4.8m 以下	店舗、事務所
D	準中型車 中型車	2.5m 以下	7.5m 以下	6.0m 以下	大型店舗、事務所 ※2
E	中型車 大型車	2.5m 以下	12.0m 以下	9.0m 以下	工場、倉庫

※1 開発行為、複数宅地の建築等、一度に複数の宅地開発をする場合、車両出入口の乱立を防ぐため、車両出入口を 2 宅地につき 1 個所(共有

の出入口)かつ最大幅 4.8mを基準として設置を許可する。

※2 大型店舗において、車両の出入りが常時発生する場合(例、スーパーマーケットの駐車場等)については、道路管理者と協議の上、最大幅 6.0mの設置を許可する。

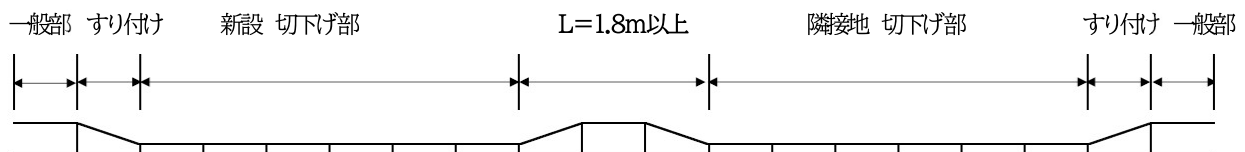
② 車両出入口の幅が 3.6mを超える場合(表 1 区分 B を除く)は、土地利用計画図、車両軌跡図、駐車場想定台数、歩道安全確保対策手段等を記した理由書により判断するものとする。

③ トレーラー、特殊車両が出入りする場合又は、現場の状況並びにその他の特別な理由により表1を準拠しがたい場合は、上記理由書により、道路管理者と協議の上、車両出入口の幅を判断するものとする。

8. 連続する出入口等の間隔

新たに設置しようとする出入口が隣接地の既存出入口と近接する場合は次のとおりとする。

① 隣接地の出入口との間隔は、1.8m 以上確保すること。ただし、現場状況に応じて特にやむを得ない場合は、この限りではない。



9. 既存排水施設

側溝等の排水施設がある場所に車両出入口の設置をする場合には、次の基準(表2)に基づき必要な措置を講じた上、設置を許可する。

※注1 横断側溝については、トライポッド蓋又はボルト締めグレーチング(細目)を使用すること。

※注2 U型側溝及び横断側溝の布設替えにあたっては、現況の通水断面を確保するとともに、両端に接続枡(集水枡)を設置することを原則とする。

(表2)

区分	車両種別	車道		歩道	
		L型街渠	U型側溝 (車両対応型)	U型側溝 (車両対応型)	U型側溝 (車両未対応型)
A	軽自動車 乗用車	-	-	-	・車両対応型のU型側溝に布設替えが必要。
B	軽自動車 乗用車	-	-	-	
C	乗用車 準中型車	・車両出入口位置に集水枥がある場合は、枥移設が必要。	・車両出入口位置に集水枥がある場合は、枥移設が必要。	・車両出入口位置に集水枥がある場合は、枥移設が必要。	・車両出入口位置に集水枥がある場合は、枥移設が必要。
D	準中型車 中型車		・車両出入口位置について横断側溝に布設替えが必要。	・車両出入口位置について横断側溝に布設替えが必要。	・車両出入口位置について横断側溝に布設替えが必要。
E	中型車 大型車		・車両出入口位置について横断側溝に布設替えが必要。	・車両出入口位置について横断側溝に布設替えが必要。	・車両出入口位置について横断側溝に布設替えが必要。

10. 街路樹及び緑地帯の取扱い

車両出入口の設置に際しては、市の財産となる街路樹及び緑地帯を避けること。ただし、土地利用計画図等によりやむを得ない場合は、この限りではない。なお、樹木の取扱い(移設等)については、市みどりの課と協議の上、指導に従うこと。

その他原則事項については「流山市道路占用・承認工事 共通仕様書」に準拠することとする。

11. 電柱の取扱い

車両出入口の設置に際して、電柱及び支線の撤去が必要な場合、施設管理者(東京電力、NTT等)とその取扱いについて協議を行うこと。

12. 視覚障がい者誘導用ブロックの取扱い

車両出入口の設置に際して、設置箇所に視覚障がい者誘導用ブロックがある場合は次の事項を遵守すること。

- ① 視覚障がい者誘導用ブロックの復旧の際は、原則として現況復旧を行うものとする。
- ② 視覚障がい者誘導用ブロックは原則として加工はせず、正形状のまま使用すること。
- ③ 視覚障がい者誘導用ブロックは連続的かつ直線的に設置することとし、設置舗装面と段差が生じないように設置すること。
- ④ その他仕様に関することは、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に準拠すること。

13. 車両の侵入防止

車両出入口の設置に際して、歩道における歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため、車両の侵入防止対策として車止め設置等、道路管理課交通安全対策係と協議の上、必要な措置を講じること。

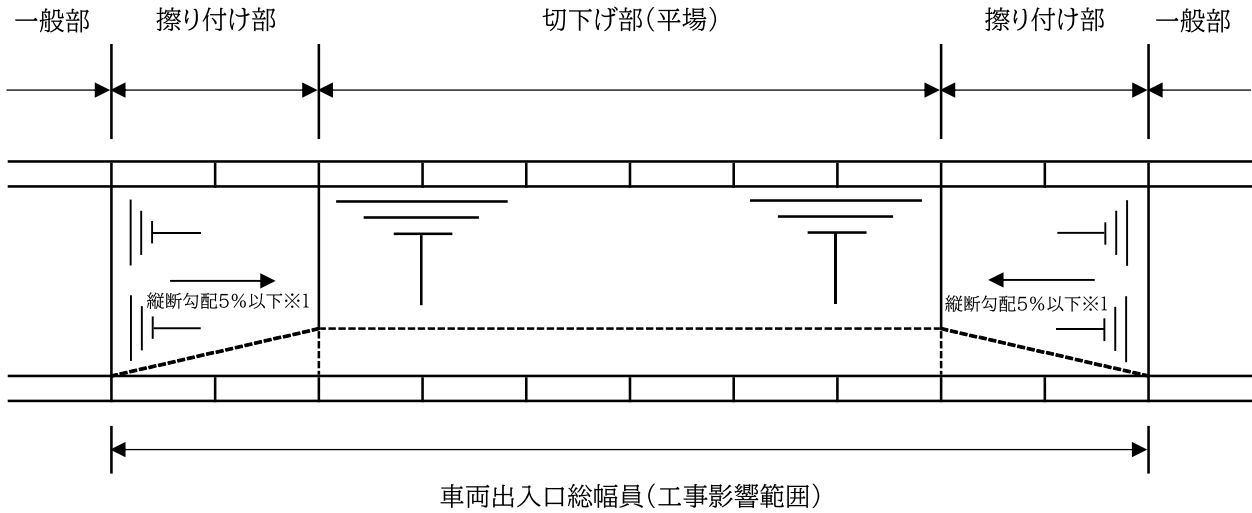
14. その他の道路施設の取り扱い

車両出入口の設置予定箇所において、既存の道路施設がある場合は次のとおりとする。

- ① 支障となる既存道路安全施設(ガードレール、ガードパイプ、カーブミラー等)については、原則移設を行うこと。なお、移設先については、道路管理者と協議の上、決定するものとする。

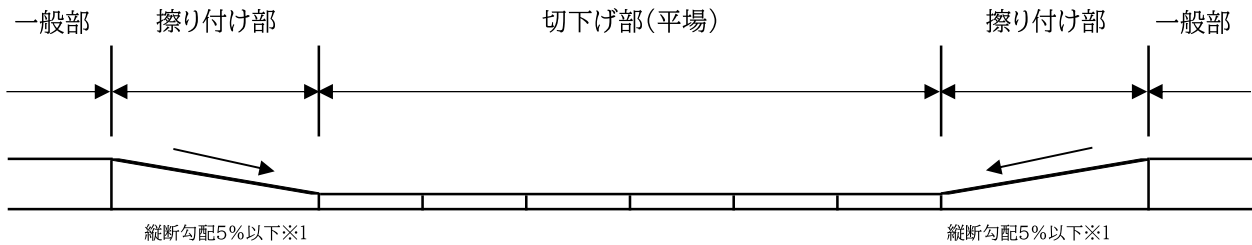
(別紙1) 車両出入口の構造

(平面図)



※1 沿道の状況等によりやむを得ない場合のみ8%以下

(正面図)



(断面図)

